

議案第24号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
上記の議案を提出する。

平成28年2月19日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について  
東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、他の特別区及び東京都の区域内の市町村と協議する。

（説明） 他の特別区及び東京都の区域内の市町村と東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議を行うに当たり、地方自治法第291条の1の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出します。

別 紙

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

## 参 考

### 地方自治法抜粋

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 (省略)

2 (省略)

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4～8 (省略)

(議会の議決を要する協議)

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

資 料

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

変 更 案	現 行 規 約
<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の<u>全ての</u>特別区（以下「区」という。）、市、町及び村（以下「関係区市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>(広域連合議会議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙にあつては<u>全ての</u>区の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあつては<u>全ての</u>市の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあつては<u>全ての</u>町及び村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p> <p>附 則</p>	<p>(広域連合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 広域連合は、別表第1に掲げる東京都の区域内の<u>すべての</u>特別区（以下「区」という。）、市、町及び村（以下「関係区市町村」という。）をもって組織する。</p> <p>(広域連合議会議員の選挙の方法)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 広域連合議会議員の当選人は、前条第2項第1号に掲げる者の選挙にあつては<u>すべての</u>区の議会の、同項第2号に掲げる者の選挙にあつては<u>すべての</u>市の議会の、同項第3号に掲げる者の選挙にあつては<u>すべての</u>町及び村の議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。</p> <p>附 則</p> <p>5 <u>平成20年度分及び平成21年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</u></p>

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める

経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント

とする。

6 平成22年度分及び平成23年度分の第18条第1項第1号に規定する

関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定によ

り区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める

経費

項目	負担割合
----	------

審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。



7 平成24年度分及び平成25年度分の第18条第1項第1号に規定する

関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

備考

1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定によ

り区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める

経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台

帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。

2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成22年1月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

8 平成26年度分及び平成27年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他	100パーセント

5 平成28年度分及び平成29年度分の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他	100パーセント

高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限	100パーセント

高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。

とあるのは、

「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）

項目	負担割合
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他 高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限	100パーセント

る。)

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める  
経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19

る。)

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める  
経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19

年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成28年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。

年政令第325号)第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、平成26年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」

とする。